

第七回 参議院電気通信委員会會議録第十四号

昭和二十五年三月十日(金曜日)午後一時二十一分開会

本日の會議に付した事件

○電波法案(内閣送付)

○電波監理委員会設置法案(内閣送付)

○委員長(松野喜内君) それではこれから電気通信委員会を開会いたします。

本日までに本委員会においていろいろ討議しましたこと、これをば衆議院側の方との打合会に出しましていろいろ折衝いたしました。本日はそれらの経過並びに結果をここに御報告申し上げます。皆様の御審議を煩わしいと思ひます。

○小林勝馬君 電波法並びに三法案の衆議院との折衝の経過並びに結果につきましては、今日はちよつと差障りがありますので、後日に譲つて頂きたいと思ひます。

○委員長(松野喜内君) 御異議ございませんか。

○委員長(松野喜内君) 御異議ないと思ひます。

○小林勝馬君 海上保安庁にこの前の引続きの問題につきましてお尋ねしたいと思ひます。先般船舶安全法の問題につきましては、細かく御質問申上げたいのでございましてけれども、尙まだちよつとお聞き足りないような点もありますので、追加してお尋ねしたいと思ひますが、ロンドン條約の第四章

第四條及び第六條は、五百トン以上の貨物船舶に対する無線設備の強制義務を規定しておりますのでありまして、我が国の千六百トン以下五百トン以上の貨物船の事情は、この法案第三十四條から申しますと免除條件に相成つておる。そうすれば非常に海難防止上危険であり、免除には値しないと私共は考へておりますが、海上保安庁側の御意向を改めて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(照木敏雄君) 今のロンドン條約とおつしやいますのは、一九四八年に開かれたロンドン條約であります。それで先日お話を申上げましたように、ロンドン條約の効力の発生は、十五ヶ國の海運國が批准をいたしました後に、十二月を経つた後に効力を発生いたしますことになつておりますので、目下のところまだその批准定数が済んでおらないと私聞いておりますのですが、私共といたしましては、新しい條約の効力が発生いたします前に十分準備をいたしまして、その新らしい條約にも加盟することができまうに今手続をいたしておりますが、とにかく加盟できましたならばその條約の條項を遵奉いたしまして、五百トン以上の船にまで無線電信施設を施設いたすように安全法の條項の中に織込みたいと、目下準備をいたしておる状態でございます。

○小林勝馬君 次にオート・アラームはロンドン條約の第四章、第七條D項によりますれば、通信士の当直中の補助機関として認められるものであつて、即ちダブル・ワッチというふうな規定して、更に沈黙時間はこのオート・アラームを認めない、通信士みずから当直しなければならぬというふうな規定して、オート・アラームの性格を限定している。これはオート・アラームを通信士の代理者としては認めないことであるが、これに対して電波法に於いてはどういうふうな相成つておりますか、その点を御説明願ひます。

○政府委員(網島毅君) アトランティック・シテイでは必ずしも減らしていいとは書いてありません。従ひまして私共といたしましては、少くとも当分の間はオート・アラームを設置したことによつて船の数を減らすということには考へておりません。

○小林勝馬君 然らば海上保安庁ではこのオート・アラームに対してどういふふうにお考へになつておるか、例えば今のようオート・アラームを附けたために人を節約して定員を減らすというふうにお考へになつておるかどうか、この点をお伺ひします。

○政府委員(照木敏雄君) 私の方はオート・アラームについてはもつと研究をいたしまして、それから今度は安全法の職員の方の改正をいたしませんので、次の改正をいたします機会までに十分研究をいたしましてその決定をしたいと考へております。

○小林勝馬君 改正じやなくて、現在オート・アラームで云々という点があるんですよ。それについて今のところそうするとそのままでは海上保安庁としては考へておられないというふうに了解してよろしいですか。

○政府委員(照木敏雄君) お考への通りでよろしいでございます。

○小林勝馬君 次に職員法の問題をお伺ひしたいのですが、電波法案の立案当時の運輸省の船員局長は、電波法に於いて五十條の上限の局の種別を最低の定員にして運用義務時間を削減するように強硬な申入れを行なつたように私共は聞いております。その結果現在の法案のように改められたように思つておりますが、その点について御承知になつておりますか、なつておりませんか。

○政府委員(照木敏雄君) 私存じません。

○小林勝馬君 これは同じ運輸省の下部組織と申しますか、同一の組織であり、海上保安庁の責任の立場におられる保安部長が、保安要員の削減を来すようなこの重大なことを御承知ないというのは非常に私共としては遺憾に思ひます。この点は確かあの当時の局長、大久保さんが局長じやなかつたかと思ひますが、よく一つお調べ願ひたいと思ひます。そうしてこのようにして作つた電波法の五十條を既定事実のようにならされて、この船舶職員改正審議会に持込んでおられる、そして通信士の責任を定められておるといふことはちよつと不都合じやない

か、いわゆる海上安全の建前からならばむしろ海上保安庁の方が先にこれを決定して、そうして電波法が後に行くべきじやないか。電波法の決められた五十條を基礎にして船舶職員改正審議会にまで持つて行つておられるというのは反対じやないかと思ひますが、この点はどうお考へになつておられますか。

○政府委員(照木敏雄君) その点は船舶職員改正審議会というものは御承知のように一昨年以来開催をいたしまして、鋭意その先にと申しますか少くとも当時の電波法と職員法と並行して改正のできるように努力をいたし続けたのでございまして、いろいろ審議の手段がとりまして、遂に今国会に提出の運びに至らなかつたのは私としても甚だ遺憾に存じております。

○小林勝馬君 私供から申しますと、この電波法というものは國際的乃至は國內的な電波の運用を規制して行くところのいわゆる技術規定であらうと思ひます。それを基礎にして今のお話のように航行安全の確保を図るべく海上保安庁がこの海上保安の安全を目的とする船舶職員法上の定員をそういうふうなやり方でやるならば非常に私共としては遺憾であり、尙又自主的に海上保安庁独自の案を立ててこれを押して行くべきじやないか。これは海上保安、つまり日本の自主繁栄のためにも重大な役割を持つておるところの我が國の商船隊の発展を図るべく人的要素を定める主務官庁である。それに対し

て今の保安部長の御説明では私共、ちよつと納得いたしかれるし、尙又これによつてあなたの方でお考えになつておる、乃至は先般もちよつと申上げた例の怪文書のような問題がここに出て来たのではないか。そうするならば私共としては、この怪文書に盛られておる海上保安庁の意思はなへんにあるかといふことも私共としては非常に心配する次第でありますし、これがこのまま船舶職員法改正に盛り込まれて行くなれば、今後の日本の海運界のために非常に遺憾である、かように考えます。

○政府委員(照木敏雄君) おつしやることは重々御尤もだと思います。改正は今後にかかつておりますので、おつしやる御趣旨を十分我々も考慮に入れますして、今後改正の際に立派なものができるように十分努力をしたいと考えます。

○小林勝馬君 職員法の問題で、職員課長も見えておりますが、何か構想乃至は今度出されんとする何か御意見が漏らされたら一つ漏らして頂きたいと思ひます。

○政府委員(照木敏雄君) 只今のところは先程からお話を申上げております改正審議会の答申が出たところで、これを十分当局といたしまして検討いたしまして、それによつて成案を得て参りますので、お話申上げると申しても具体的問題は今申上げられませんが、私共、もう少し審議と申しますか、私共

の成案を得たところで申上げたいと考えます。

○小林勝馬君 通信課長が見えておりますからちよつとお伺いしたいのですが、この法案に盛り込まれておる各條條について、何か海上保安の意味から御不便がないのかどうか、尙又現在この法案には海上保安の業務、いわゆる遭難通信その他の以外の海上保安庁としての通信が必要ではないか。こういう点は一体これでよろしいのかどうか、電波監理委員会によつてやられる規則のうちで盛れるかと思ひますが、どういふように考えておるか、ちよつと御答弁を願ひます。

○説明員(松行利忠君) 海上保安庁の通信課の立場といたしましては、この電波法によりまして特に大きな不便を受けるということとはございません。ここに盛り込まれております以外に保安通信の運用上、私共といたしまして若干電波法に注文がございまして、これは電波監理委員会の規則の方で十分御考慮願ひように連絡いたしております。特にこの法案に對しましては意見はありません。

○小林勝馬君 そうすると、今の通信課長のお話によりますと、五十二條の第六号で定める通信のうちで了解を得ておるから、このうちに海上保安通信といふものを書き上げなくてもよろしいという意味ですか。

○説明員(松行利忠君) さようでございます。

○小林勝馬君 その他に海上保安庁の無線として通信その他の関係で何か御意見ありませんか。

○説明員(松行利忠君) 海上保安庁といたしましては、飽くまで電波法なり

或いは國際條約の線運用して行くのが、建前と考えておりますので、それ以下の連絡によつて與えられる点は十分連絡を取つて進めて行きましたら、不便はないと考えております。

○小林勝馬君 私の聴かんとする問題は大体三十四條のいわゆる遭難その他の予備の問題とか、船舶安全法の第四條第一項第三号の千六百トン以下の船舶、こういう船舶の海難状況その他が非常に日本の現在の状況からすれば多いのではないか。こういう点に對しては海上保安庁は安全にこれをやつて行くかどうか、海上保安通信がうまく行くかどうかという点も併せて聞いておるわけでありますが、その点は差障りありませんか。

○説明員(松行利忠君) 私共といたしましては海上保安通信を全面的に進めて行きます關係上、できるだけ多くの船が我々の通信網によつて遭難等の場合に救助できるということは非常に熱烈に希望しておるところでありまして、従つて我々通信家の立場といたしましては、早くいい保安通信網を作り上げることにしまして、比較的小型の船舶も卒先して通信網施設を持つよううな空気を醸成したい、そういうふう

○小林勝馬君 先程から三十四條の問題は再々お伺ひしておりますが、これで三十四條の問題を打ち切りました五十條の問題でこれまで先般からお伺ひしておる怪文書の中にも現れておる問題であります。この第二項によりまして「電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、電波監理委員会規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員

数と定めることができる。これに對してこの第一項に掲げられたもの以上に必要が相生じた場合は如何にお考へておりますか。

○政府委員(照木敏雄君) 只今のお話は安全法の、我々の海上の安全という見地から職員法の員数というものを定める考えでありますので、更にその無線通信の業務は更にいふ／＼なものにそこに加わりました際には職員法で定めた員数で足りないという場合も或いは起るかもしれないので、そういう場合には委員会において員数、資格等をお定めになつて資格を高くするとか、或いは員数を増すとかいふことが起りましても、私共としては止むを得ないことだと考えております。

○小林勝馬君 ちよつと答弁がびたつと来ないようですけれども、私の言つておるのはいわゆる船舶職員法に決められた職員以上に、何分かのアルファがある。そのアルファがあるからそれだけの必要を生じた場合に、第二項によつて上廻ることを決められても御異議ないかということをお願いしております。

○政府委員(照木敏雄君) 異議ございません。

○小林勝馬君 了承いたします。電波法にお伺ひいたします。三十四條の問題につきまして、今いろいろ御説明を海上保安庁からお聞きいたしました。が、現在船舶安全法第四條第一項第三号の規定が、殆んど現在のまま千六百トンまでは許して行くといふふうになりまして、先程申上げておるようになりまして、不安な点が多い。こういう点につきまして、千六百トン以下でも可及的にこれを附けさせる御意図があるの

かどうか。義務無線ではなくても、いわゆるロンドン條約に示されておる五百トン程度のものまで強制するという意味ではなくてもおやりになる御意図があるかどうかということ……。

○政府委員(網島數君) この三十四條の問題はしばしば委員会でも御質問がございまして、又私共もお答えしたものであります。が私共といたしましては、安全條約の線までは無線をすべての船が持つことが望ましいと考えております。併しながらこれは我が国におきましては船舶安全法の範疇に属すべきものであると考えますので、電波法では特にそういうことにつきましては船舶安全法以外のことは規定してはおらないのであります。が、併し義務無線電にはなつておりませんが、無線電行政上そういう小さな船の安全のための無線ということにつきましては、行政措置につきましてこれでもきるだけ從順し、又奨励し、又便宜を図ることによつて普及を図りたいと思つておる次第であります。

○小林勝馬君 次に第四十條でござい

至は三ヶ年のものを実施を延期するといふふうな意見も出ておるような状態でありまして、この二級通信士が占めておる地位が一級に代らなくちやならない、その一級に代らなくちやならぬ経過措置としてそういう点を考えておりますけれども、電波庁としてこの二ヶ年乃至は三ヶ年の間に彼らが一級の選考検定と申しますか、こういうことを要求しておるような実情でありまして、これに対してできるだけそういう点で行かなければ員数において一級が現在不足して行くのじやないか、それで運輸が支障を来して行くのじやないかというふうな考えられますので、これに対して電波庁としてはさような選考検定のような検定を行なつて頂ける意思があるかどうかを承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) この從來我が国の領土でありました朝鮮、台湾その他の近くを航行する船の通信士が今後直ちに一級無線通信士でなければならぬということになることは非常に不便ではないか、實際上困るのではないかと御質問に對しましては、私共も同じように考へておる次第でございます。従ひましてこれが永久にということではあります。二級無線通信士の資格要件そのものを變えなければならぬことになれば、私共としては困るのでございまして、暫定的にということでは二年、三年ということでは話がございまして、私共も十分その必要はあるように考へるのであります。ところでその二年、三年の間に現在の二級無線通信士が一級無線通信士の資格を獲得いたしました、そして船主側におきまして、或いは又通信士

側におきまして支障なくその移行ができるようにする御用意があるかどうかという御質問に對しましては、私共十分その用意を持つてゐるということに申上げたものと存じます。それは、無線通信士の免許、或いは免許の更新の條項にもあります各條項をできるだけ活用いたしまして、その経歴その他が十分でない場合には、養成するとか、そういうふうな方法を考慮することによつて、普通の試験その他によらないでも、例えば或る種の科目は免除するとか、或る特定の、極く僅かなものに対して、必要な最小限度のもの試験のみに止めるとか、まあそういうふうな方法で支障なくこれが移り代り得るよう十分考慮したいと考えておる次第であります。

○小林勝馬君 次に第四十四條、四十五條の問題であります。これについては、先般から再三再四に亘つて御質問を申上げ、私共も大体の成案を得、私共の意見は削除というところまで行つておりますが、これが万一不成功に終つた場合のことを考慮いたしまして四十五條をお伺ひしたいと思ひます。聞くとところによりますると、先般衆議院におきましては、第二項の二号の当該免許に係る業務の経歴及び成績によつて、無線従事者國家試験の全部、或いは一部を免除することができるといふふうな御意見が非常に強いようございまして、この点につきまして、当該免許に係る点を削除して行くことに相成りますと、例えば業務の経歴によるということになりますと、学校の無線関係の教職員、並びに船舶会社の無線の監督乃至は検査官その他、そういう方に従事してゐる方々の経歴が、これに含まれるのかどうか、尙又國家試験の全部又は一部を免除するといふことは、私共は先般から再三申上げておるうちに、例えば先般電波庁で例に取られた自動車の運転手その他につきまして、免許更新をやつておるといふ御意見でありましたが、實際問題といたしまして、自動車の運転手その他は体格検査乃至は口頭試問程度で再交付をしておるといふふうに聞いております。この点につきまして、今私が申上げた修正ができました。曉における當局のお考えを承わりたい。

○政府委員(網島毅君) 只今の御質問は四十五條の第三項に關係する部分だと思ひますが、この「申請者の当該免許に係る」といふのを無線設備の操作に置換えたらどうかという御意見は、衆議院の通信委員會でございました。その趣旨はこの免許を要しない無線施設で、やはりこの機械の操作或いは無線電信の受信といふような業務に従事する者もございまして、又その学校その他でモルズ符号を教へておるといふ方もあるわけでありまして、そういうことも考へたらどうかという御趣旨だと思ひます。この点については我々も尤も存ずるのでございまして、若しそういうふうな修正が相成りましたならば、できるだけその御趣旨を尊重して、広くこれを解釈して行きたいと考えております。

それから尙この無線従事者國家試験の一部といふのを、全部又は一部というふうにしたらどうかという御意見もございましたが、これもかように御修正

正に相成つた場合におきましては、その趣旨に副ひまして広く学校であるとか、或いはこの無線の監督業務であるとか、そういう業務の経歴或いは又その間における講習会の成績、或いは講習を受けたらどうかといふようなことも考慮いたしまして、場合によつては全部、或いはその大部分を免除するといふことも考慮して行きたいと考えておる次第であります。

○小林勝馬君 次に四十六條でございますが、これはこれ又先般から再々御質問申上げておるものでありますけれども、この國家試験に、無線従事者の國家試験に對しては、何ら學歷、教育等が制限がない。いわゆる小学校乃至は六・三制を出た者であれば誰でも受けられるといふふうな相成つておりまして、例えば四十九條におきまして、受験手續その他実施細目は、電波監理委員會の規則で定めるといふふうに相成つておりますけれども、この規則においてもそういうものは一切ない。あらゆる現在の國家試験におきましては、例えば大学を出なければこの國家試験は受けられないといふふうな相成つておりますけれども、本法案においては何らそういう限定がない。故に六・三制を、義務教育を経たものは誰でも受けられる。これは一面非常に便利であり、非常に困つた人を救済するといふ建前では非常によろしいと思ひますが、考へますけれども、これを逆に今度は理委員會におきましてこの手續事項並びに試験科目を考慮される場合におきまして、例えば電氣通信大学を出た者は一部の試験を免除する、乃至は電波高等学校を出た人はこれ／＼を免除す

るといふふうなことができないかどうか。いわゆる現在巷にはこれに類似したいわゆる試験科目のみを教へるところの学校が續出して来るのじやないか。現に地方におきまして、ただこの受験専門の講習会その他を開催しておる向きもあるやに聞いておるような状態でありまして、丁度昭和十七、八年でございましたが、私立無線学校の併合をやつた意義が何らこれにおいては行へない、又さうあれと同じような混乱した状態に陥るのじやないか。然らばこの官立の電波高等学校乃至は電氣通信大学又は各種の大学の電氣通信科、工学科を経た者はこれ／＼を免除するといふようなことは是非とも考慮して頂きたいと思ひます。この点についての御意見を承わりたい。

○政府委員(網島毅君) 四十六條のこの國家試験に学校の卒業資格を入れるといふようなことに關しましては、私共は義務教育につきましてはこれは別でありまして、その他の学校の資格といふことにつきましては、國民の機会均等という意味から賛成しかねるのでございまして、併しながら只今お説にありましたように、十分なこれに關する教育を受け、又その技能を磨いた者につきまして、徒らに二重三重の試験によつて手数をかけるということとは必ずしも本法案の趣旨ではないのでございまして、従ひまして学校その他の内容その他によりまして、十分或る部分につきましては能力のあると認められるものにつきましては、できるだけ第四十九條を活用いたしまして、委員會規則を定める場合に、その点を十分考慮して行きたいと考えておる次第

第であります。

○小林勝馬君 只今海上保安庁側の御意見も承りましたが、五十條の第二項の問題でありますが、これは私共といたしましては、非常に老朽船の多い、向又船舶の非常な不良であるために、日本近海は時化その他が非常に多い。そういう關係で多少の安全性を持つて行かなくちやならないのじやないかと。いう建前から、電波監理委員会が無線従事者の資格別員数を定めることができるというふうに相成つておりますが、これについて特にそういう必要がある場合は早急にこれを定めて頂きたいと思ひますが、こういう点について保安庁側としては異議ないという御答弁でありましたが、電波庁としてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(網島毅君) この第五十條の第二項に關しましては、陸上の無線は別といたしまして、船舶に關しましては船舶職員法と關連する分野が相当多いのでございまして、この法案を作成する際においても、この点は海上保安庁というく相談をいたしまして、私共といたしましては、今後この條項によりまして委員会規則を定める場合におきまして、事前に十分海上保安庁と協議をし、又できるだけ船舶職員法において我々の要望が達せられるようにしたいと考えておるのでございしますが、先程關係官庁の政府委員から御答弁がありましたように、船舶職員法は専ら船舶の安全の見地から立てられるのでございまして、その分野が必ずしも電波法で作られるものと一致しておらない場合があるのでございします。従ひましてこの海上における通信

の円満なる運行という点を確保するたにできておりますところの、この電波法によりましては、その見地からどうしてもこれだけの資格なり員数というものが必要である。それが場合にありましては船舶職員法の上を廻るものであるかも知れませんが、どうしても必要であるという場合においては、この條項による規則を作りたいてと考えております。

○小林勝馬君 この際によつとお伺いして置きたいのですが、昨日か一昨日の新聞紙上に警視庁の移動短波無線設備が許可なくこれを利用していろいろ報道をされておりましたが、あのいきさつ乃至はその後の経過について御説明願へませんか。

○政府委員(網島毅君) あの問題につきましては昨日読売新聞に出まして、私共初めてそのことを知つたような次第でございまして、勿論東京電波監理局におきましては、それにつきましていろいろ調べておつたようございします。私共も昨日至急その事実を調査するように命じまして、目下その真相その他を集めております。この席上ではつきり申し上げられるところまで至つておりませんが、次の機会でもございしましたら御説明申し上げたいと思ひます。

○小林勝馬君 あの新聞記事の一番下段でございしたか、確か電波庁の意向として、絶対にどうか云々といううなことを再三言つておられることが書いてありますが、これは官庁同士でおやりになつてゐるのだから私共とつちでもその問題については問題でないのではありませんが、警視庁側の言分を書いてあるのは、非常に早くから申出

て、いろいろ手続をしてゐるのだけれども、なか／＼遅々としてやつて呉れないようなふうに見える。それと見ると、いわゆる昔の旧態依然とした俺の方の縄張りだ、俺が許可しない限りはお前達は何にもできないのだというふうな、新聞を読んだ人は感じられるようなことが書いてある。これは結局延いては昔の封建的な思想がまだ残つてゐるのじやないか、これは恐らく官庁同士でさえもあつた状態だから、民間においてはさぞかし多量の職権をかさに着てやつてゐる面が多いのじやないかというふうに感じられるのでありますが、そういうことは現在どういふような状態になつておりますか。

○政府委員(網島毅君) 若しあの新聞記事がそういう意味に取られるとすれば、私共としては非常に遺憾に存じます。と申しますのは只今分つてゐるところでは、あの件に關しましては公式にまだ關係方面からの承認を受つておりません。私、先般御説明いたしましたように、現在占領下における我が國におきまして、或る周波数を除きましては、事前に關係方面の承認を得なければ日本政府は許可してならないことになつております。従ひまして申請者から許可の申請がございすれば、それを日本政府において判断いたしましたして、適当と考えたものにつきましては關係方面に申請するのであります。その申請は少くともあの新聞が出たときまでは、日本政府には来ておらないのであります。従つて日本政府が許可の手続を遅らしたとか、或いはぐ／＼しておるといふ事実は絶対にございしません。

従来或いはこの官と民間施設とを問わ

ず、私共といたしましてはできるだけ迅速に処理をいたしまして、いわゆる公僕としての精神を以て仕事に従事してゐるつもりでございまして、この点には今後とも御安心願ひたいと思つてあります。

○小林勝馬君 ちよつと電波監理委員会設置法の二十七條でしたか六條でしたか、電波監理局と監視局の問題ですが二十六條の五項に「電波監理局の内、第六項におきまして電波監理委員会は、地方電波監理局の事務の一部を分掌させるため必要があるときは、電波監視局及び出張所を設けることができる。」というふうになつておりますが、電波監理局の下部組織として電波監視局を置いてゐるのですが、これは、電波監理局と電波監視局というの、この立場をどういふふうな下部組織で置くのが行政上よいのかどうか、その辺をちよつと承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 第二十六條にございしますように、この地方電波監理局は電波監理総局の地方機關でございまして、電波監理総局の事務の一部を分掌してゐるものでございします。ところでこの地方電波監理局の受持つておりますところの事務の中には、その管内の不法な、いわゆる正式に許可されておらない無線施設があるかないかを調べる、それから許可された無線施設におきましてもそれが法律、又は法律の委任に基づく規則に適合して運用されておるかどうかということ、常々指導し、又監督して行く責任があるのでございします。この電波監視局は、その電波監視局に與へられた任

務の中の一部を担当するものでございまして、従つてこの第六項にございしますように、これは地方電波監理局の事務の一部を分掌するのだというふうには私共は考えてもゐません。併しながら電波の監視は、ものによりましては一つの区域内だけの監視局ではない場合もありまして、各区域の監視局が協力して、そうしてこの電波監視の実を挙げるといふ面も多々ございしますので、實際の業務上の面に關しましては、そういう全国的な規模の監視につきましては、直接電波監理総局から業務指揮的な系統で以つてこれを行うというところも考えておる次第でありまして、實際のこの監視局の所屬といたしましては、地方電波監理局の出張所というふうな恰好になつておりましたが、實際の仕事の面におきましては最も有効適切なやり方によりまして支障なく行われるものと考えておるのであります。

○小林勝馬君 本日は私の質問はこれでちよつと打ち切りたいと思ひます。

○委員長(松野喜内君) お話いたしました。次回を委員長は火曜日にしたいと思います。次回は、月曜と土曜は委員会をやらぬこと、その申合せがあるので、お差支のことが多いか、或いは出席がないために、この次あたりこの報告通りにするために、どうしても多数出席で願わなくちやならないと思ひますが、火水木のうちの二日を利用するということが一番能率的にいいかと思ひます。で、次回は一つ火曜日にお願いしたいと思ひますが、如何でしょう。

○小林勝馬君 次回の問題は後刻委員と打合せして決定されるようにお願いいたします。

○委員長(松野喜内君) それではそういうことにいたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後二時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長

松野 喜内君

理事

小林 勝馬君

委員

大島 定吉君

尾崎 行輝君

水橋 藤作君

政府委員

照木 敏雄君

海上保安官
(海上保安庁
保安部長)

網島 毅君

電波監理長官

電気通信事務
官(電波庁法
規經濟部長)

野村 義男君

説明員

海上保安官(海
上保安庁長官
房通信課長)

松行 利忠君

昭和二十五年三月三十日印刷

昭和二十五年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所